

## 国立大学法人滋賀大学研究設備・機器の共用方針

令和5年2月21日 制定

国立大学法人滋賀大学は、学術文化の向上に資する先進的、創造的、学際的な研究に取り組み、理論的研究と実践的研究の融合を図り、卓越した水準の研究を推進するとともに、新たな学術分野を開拓し、その成果を世界に発信し、大学が有する知的資源を還元することにより、地域社会との多様な連携を積極的に構築し、開かれた大学として、地域社会の発展に寄与することを目標とし、その達成のため、研究環境を整備するとともにその環境を継続できるように計画的に研究設備・機器の整備を推進してきた。

このような中、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、令和4年度から大学等が研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表することとされ、文部科学省において「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」が令和4年3月に策定・公表されたことから、本学における「研究設備・機器の共用方針」を以下のとおり定める。

1. 本学の保有する研究設備・機器は重要な経営資源であり、経営戦略に基づき研究設備・機器の計画的・継続的な利用環境整備と学内外への共用を推進する。
2. 本学における研究力の向上に資するため、研究設備・機器を戦略的に共用する仕組みを全学的に強化する。
3. 研究設備・機器の学内外への共用については、研究推進機構のもと関係部局との協働により、共用システムの運営体制を構築する。
4. 研究設備・機器の学外者への共用利用を推進し、地域社会との多様な連携を強化する。